

会員の皆様へ 意見募集のお願い

2022 年 11 月
日本海洋学会

日本海洋学会の法人化については、2020 年度春季評議員会で法人化検討開始の承認をいただき、2021 年度秋季評議員会でおよその方針を提示して議論し、具体案作成の承認をいただきました。その後、沿岸海洋研究会との協議を行い、2022 年度春季評議員会と秋季評議員会での審議を経て、下記に示す法人化案(骨子)をまとめました。これについて、皆様からのご意見を募集したいと思います。

(以下にポイントとなる点を示します)

- ・日本海洋学会を一般社団法人とする(公益社団法人化は、当面は目指さない。ただし、将来方針を変えることになった場合に、できるだけ支障のない制度設計に留意)。
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)における一般社団法人の社員として、現学会において会員から選挙で選出されている評議員をもってあてる(代議員制;社員総会の名称は「評議員会」とする)。
- ・現学会において、評議員による選挙によって選出されている幹事会と同様の役割をもって学会を運営する「理事会」を設ける(法人法により、理事は社員総会で選出される)。
- ・事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。
- ・沿岸海洋研究会をはじめとする研究会、西南支部については、法人化された日本海洋学会内の組織とする。
- ・沿岸海洋研究会の会員については、引き続き別途の年会費を支払うこととし、沿岸海洋研究会のみに参加することも可能とする(その場合、海洋学会では「準会員」となる)。会員管理、会費収受は学会事務局において行う。会費収入の範囲内で、研究会として独立した活動を行っている現状を維持する(ただし形式上、予算、決算は海洋学会本体と一括した形で、その一部分になる)。

日本海洋学会法人化案(骨子)

1. 日本海洋学会を一般社団法人とする。
2. 法人の名称は、「一般社団法人 日本海洋学会」とする。
3. 英語名は、The Oceanographic Society of Japan(略称 JOS)とする(現在と同じ)。
4. 法人の事務所を、東京都千代田区(現学会事務局)に置く。
5. 法人の目的は「海洋学の進歩普及を図り、学術、科学技術及び文化の発展に寄与すること」とする(現会則は「海洋学の進歩普及を図る」、公益性を強調し課税等の優遇を担保するため、後段を付記)。
6. 目的達成のため以下の事業を行う(現会則と同じ)。

- (1) 海洋に関する研究会及び講演会の開催.
 - (2) 定期刊行物、学術上の刊行物の発行
 - (3) 研究業績の表彰及び研究の奨励
 - (4) その他必要な事業
7. 会員の種別は以下の通りとする。通常会員、学生会員、終身会員をまとめて「個人会員」とし、「準会員」を設けた他は、現行通り。なお、会費は定款では定めず、細則等で定める(現在の終身会員等を含め、ほぼ現行通りの金額・条件とする方針であるが、学生の会費については、2023年春の会則改定に従う)。
- (1) 個人会員 海洋学に関心を持ち、本会の趣旨に賛成する個人
 - (2) 団体会員 本会の趣旨に賛成する団体
 - (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛成し、本会の事業を賛助する個人又は団体
 - (4) 準会員 本会の活動のうち細則に定めのある特定の研究会の活動のみに参加する個人又は団体(沿岸海洋研究会のみに参加する研究会会員を想定し、学会費は納めないが、細則等で「沿岸海洋研究会費(仮称)」の納入を規定する。なお、個人会員、団体会員等で沿岸海洋研究会の活動に参加する者も、学会費とは別に「沿岸海洋研究会費(仮称)」を納入する。)
 - (5) 名誉会員 本会の活動に対し特に功労のあった者のうちから評議員会(社員総会)において推薦された個人
8. 理事会の議決により、特定の領域で活動する研究会と、必要の地に支部を置くことを規定する(現在の各研究会および西南支部について、具体的には細則等で規定する)。
9. 個人会員の中から選出された評議員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする(代議員制)。従って、評議員会が法人法上の社員総会となる。
10. 評議員の定数は、当面は現行の56名とする(定款では幅を持たせて、40名以上80名以内と規定し、評議員会で別に定めることとする)。評議員は、個人会員による選挙により選出する(選挙に関する事項は、評議員会が別途定める)が、現行通り、会長、副会長、監事(現行の監査)を選ぶ選挙と同時に実施する。評議員の任期は2年で、再任可とする(現行通り)。選挙は、ほぼ現行通りのスケジュール(9月公示、11月投票)になり、任期は1月~12月になる。
11. 評議員会の議長は会長(事故のあるときは副会長)とする(会長・副会長も評議員=社員となる必要がある)。評議員でない理事、監事、研究会会長、支部長、各種委員会委員長は、評議員会に出席することとするが、議決権は有しない。
12. 評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する1回が、法定の定時社員総会となる。現行の春季評議員会を定時社員総会にあて、現行の秋季評議員会は法定の社員総会ではない集会として、会務報告・意見聴取等を行う。
13. 法人の役員として、法人法に定める理事を置くが、定款では幅を持たせて15名以上20名以内と規定し、うち1名を会長、1名を副会長とする。また会長と副会長は、法人法上の代表理事とする。会長、副会長、その他の理事で理事会を構成す

る。理事会は(現在の会則に定められている幹事会と同じく)会務を執行し、評議員会に対して会務の執行について報告すると共に、運営上特に重要な事項について諮問する。

14. 同じく役員として、法人法に定める監事を2名以内置くとし、当面は現行通り2名を置く(現行の「監査」という名称は法律用語として動詞的に使われているので定款では使用できないと専門家から指摘されている)。
 15. 理事と監事は、法人法により評議員会(社員総会)の決議によって選任する。実際には、個人会員の投票により会長、副会長、監事を選出する選挙を行い、評議員会はその結果に従って決議する。また、会長、副会長以外の理事の選出については、現行通り評議員による選挙を事前に行うこととし、その結果を踏まえて評議員会が選任する。なお、理事会は選挙前および必要に応じて評議員会による選任前に理事候補者を推薦できることとする(現行の編集委員長の推薦、幹事の追加委嘱を踏襲するものであるが、定款ないし細則で手続きを明文化し、評議員による選挙の趣旨をできるだけ損なわないように留意する)。
 16. 会長、副会長、理事、監事の任期は、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会(定時社員総会)の終結の時まで」とする(法定)。再任は連続2回までとする。現行の春季評議員会を定時社員総会にあてることから、任期は5月(ないし6月)から開始する。なお、現在の慣行では幹事は2期4年つとめていただいているが、2年ごとに約半数が交代するようにしている。設立時の附則等で当初の理事を指定する際に、約半数については再任しない様に定めるか、あるいは同意の上、再任を辞退いただくことで、2年ごとに半数が入れ替わる現行の方式を維持したい。
 17. 現在の「総会」に相当する、全ての会員で構成される「会員総会」を、毎年1回開く。会員総会において、幹事会は前年度の事業報告及び決算、当該年度の事業計画及び収支予算案、その他評議員会又は理事会において必要と認めた事項を報告する。開催方式・時期は、オンライン開催を含めて今後検討する(時期を定款に明示する必要は無い)。
 18. 学会運営のために必要があるときは、理事会は委員会を設置することができる。委員会の委員は、理事会が選任する(現行通り)。
 19. 事業年度は4月1日～3月31日とする(定時社員総会を5～6月に実施する)。会員のメンバーシップ(年会費のカバーする期間)は、現行通り4月1日から翌年3月31日までとする。
 20. 毎事業年度の事業計画書、収支予算書について、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の決議を経ることが法律上の要件になる。現在の運用の通り、春季評議員会、会員総会(現在と同時期に開催するとすれば)に諮る場合は、事後報告になる。
-

スケジュール表(事業年度4月～3月)

月	会計・事業年度	会員・会費	任期	
			評議員(社員=代議員)	役員:会長・副会長(代表理事)、幹事(理事)、監査(監事)
1				<ul style="list-style-type: none"> ・幹事選挙(評議員)(隔年) ・賞選考委員選挙・各賞可否投票(評議員)(毎年)
2				
3				
4	3月まで 4月から	3月まで 4月から		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、収支予算書理事会(新事業年度前=法定) ・決算、監査 ・事業報告、収支決算報告理事会(定時社員総会約1ヶ月前) ・総会資料送付(定時社員総会前2週間前までに到着)
5			<ul style="list-style-type: none"> ・春季評議員会(定時社員総会)・会員総会? 春季大会時 5月下旬 (事業年度終了後3ヶ月以内=法定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季評議員会で、理事(会長・副会長予定者、幹事)・監査(監事)の正式選任(隔年) ・春季評議員会終了直後の第1回幹事会で、会長・副会長の正式互選(隔年) 任期:2年後の春季評議員会終了時まで
6				
7				
8				
9			<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選挙(会員)公示(隔年) ・秋季評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長、監査選挙(会員)公示(隔年)
10			<ul style="list-style-type: none"> 秋季大会時 9月～10月(近年多くは9月) 	
11			<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選挙投票(隔年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長、監査選挙投票(隔年)
12				

- ・評議員の任期については、事業年度にあわせて4月～3月にすることも可能ではあるが、11月の選挙で選ばれて4月に就任する前に、幹事の選出や各賞の可否投票を行うことになる。
- ・春季大会(JpGU)が5月下旬として、5月中旬～6月に定時社員総会(春季評議員会)を開き、(役員改選の年は)その直後に初回の理事会(幹事会)を開くことになる。